

国際教養大学県内学生募集委員会規程

平成 28 年 4 月 1 日
理 事 長 決 定
規 程 第 106 号

(趣旨)

第 1 条 秋田県内（以下「県内」という。）での学生募集活動を強化し、県内高校からの入学者（以下「県内学生」という。）を確保するため、国際教養大学学則第 21 条に基づき、県内学生募集委員会（以下「委員会」という。）を置き、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、県内学生の募集に係る次の事項を審議する。

- (1) 県内の高校、進学イベント等への教職員の派遣に関する事
- (2) 秋田県教育委員会、県内各高校等との連絡・調整に関する事
- (3) 県内学生の募集に必要な情報収集に関する事
- (4) その他県内学生の募集に関する事

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 常務理事
- (2) 事務局長
- (3) 入試室長
- (4) 教員のうち、学長が指名する 2 名以上の者
- (5) その他学長が特に必要と認める者

(正副委員長)

第 4 条 委員会に正副委員長を置く。

- 2 委員長には常務理事を充て、副委員長は入試室長とする。委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議の招集及び議長)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

(定足数)

第 6 条 議事は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことはできない。

(議決)

第 7 条 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は大学事務局入試室に置く。

(ワーキンググループ)

第8条 委員会の円滑な運営に資するため、県内学生の募集に関して協議を行うワーキンググループ（以下「グループ」という。）を置くことができる。

(関係者の意見聴取)

第10条 委員会及びグループは、必要に応じ、委員若しくはメンバー以外の者（学外有識者を含む。）を出席させ、説明を求め、又はその意見を聴くことができる。

(会議の非公開)

第11条 委員会及びグループの会議は公開しない。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。